

今治地域特有の文化・自然を活用した国際的文化コンテンツ創出業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

今治地域特有の文化・自然を活用した国際的文化コンテンツ創出業務

(2) 業務の目的

令和8年度「日本博による地域固有文化コンテンツ創出補助事業」の趣旨を踏まえ、今治市が有する歴史、文化、伝統産業、自然、温泉、食、映画、国際的イベント等の多様な地域資源を活用し、訪日外国人旅行者が今治ならではの日本文化の魅力を深く理解し、楽しむことのできる文化体験コンテンツを創出することを目的とする。

また、単なる観光地の周遊にとどまらず、夜間・早朝等の時間帯の活用、異分野との連携、デジタル技術等の新たな手法の導入などにより、今治市におけるインバウンドの地方誘客、滞在時間の延長及び消費額の拡大につなげるとともに、造成した文化体験コンテンツについて、実証・検証・磨き上げを行い、販売可能な旅行商品としての市場性を高め、海外への情報発信や旅行会社等への販路開拓を通じて、委託期間終了後も継続的に運営・販売できる事業モデルの構築を目指すものとする。

(3) 業務内容

別紙「今治地域特有の文化・自然を活用した国際的文化コンテンツ創出業務公募型プロポーザル基準仕様書（以下「仕様書」といいます。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

2 見積限度額

14,584,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者

(2) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立

- て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しない者
- (6) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しない者
- (7) 法第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者
- (8) 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)に該当しない者
- (9) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と類似業務の実績(実施中のものも含む。)を有する者

5 担当部署

今治文化観光創造プロジェクトチーム

事務局：今治市総合政策部交流振興局文化振興課

当該業務担当部署：今治市総合政策部交流振興局観光課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1

TEL：0898-36-1541

FAX：0898-25-2961

E-MAIL：kankou@imabari-city.jp

6 スケジュール

公告	令和 8 年 8 月 28 日（金）
質問受付締切	令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時 15 分必着
質問回答	令和 8 年 9 月 10 日（木）
参加表明受付締切	令和 8 年 9 月 14 日（月）17 時 15 分必着
参加資格審査結果通知	令和 8 年 9 月 17 日（木）
企画提案書等受付締切	令和 8 年 9 月 28 日（月）17 時 15 分必着
第 1 次審査（書類審査）	令和 8 年 9 月 30 日（水）（予定）
第 2 次審査（最終審査）	令和 8 年 10 月 7 日（水）（予定）
結果通知	令和 8 年 10 月 8 日（木）以降（予定）
契約締結	令和 8 年 10 月 8 日（木）以降（予定）
業務開始	令和 8 年 10 月 8 日（木）以降（予定）

7 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

8 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和8年8月28日（金）から令和8年9月14日（月）午後5時15分まで
- (2) 配布場所
今治文化観光創造プロジェクトチームのホームページ
ホームページアドレス
<https://www.city.imabari.ehime.jp/bunka/bunka-kankou/proposal/01/>
- (3) 配布方法
前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

9 参加表明

- (1) 提出期間
令和8年8月28日（金）から令和8年9月14日（月）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記5「担当部署」
- (3) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 実績調書（様式第3号）
- (4) 提出部数
1部
- (5) 提出方法
提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。
- (6) 参加資格の審査及び結果の通知
提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和8年9月17日（木）までに通知します。

10 説明会

説明会は開催しません。

11 質問及び回答

- (1) 質問

ア 提出期間

令和 8 年 8 月 28 日（金）から令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

イ 提出場所

前記 5 「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問票（様式第 5 号）を電子メールにより提出することとし、それ以外の方法による質問は受け付けないこととします。

（2） 回答

令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時 15 分までに前記 8 のホームページにおいて質問及び回答を公表することとします。

12 企画提案書の提出

（1） 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（2） 提出場所

前記 5 「担当部署」

（3） 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第 7 号及び任意様式）

エ 業務実施予定体制（様式第 8 号）

（4） 企画提案書作成要領

ア 企画提案書は A 4 判で作成してください。

イ 仕様書に沿って企画提案書を作成してください。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ 目次を作成し、ページ下部にページ番号を付けてください（表紙と目次を除く）。

オ 仕様書に示す今治文化観光創造プロジェクトチームの要求事項に固執することなく、参加者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が今治文化観光創造プロジェクトチームの要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めてください。

（5） 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

（6） 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

（7） 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるもの

であり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(イ) 今治文化観光創造プロジェクトチームが必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、今治文化観光創造プロジェクトチームが必要と認める場合には、今治文化観光創造プロジェクトチームは、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

13 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第9号）を前記5「担当部署」に持参又は郵送にて提出してください。

14 選定方法

選定は、今治地域特有の文化・自然を活用した国際的文化コンテンツ創出業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が行い、前記7「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など今治文化観光創造プロジェクトチームが適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記7「評価項目及び評価基準」による企画提案力の評価が高い参加者を上位とします。

プレゼンテーション等は、説明員と審査員が対面で行う方法とします。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

- (3) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、総得点が満点の6割以上である場合に契約候補者として選定します。6割に満たない場合又は参加者がいない場合には、再度公募を実施します。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

15 選定結果

- (1) 第1次審査
選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定された者のみ、第2次審査の詳細について併せて通知します。
- (2) 第2次審査
選定結果を電子メールにより第2次審査の参加者全員に通知します。

16 契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、今治文化観光創造プロジェクトチームとの協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について前記5「担当部署」における業務担当者の審査を受けた後に契約を締結するものとします。

- (1) 仕様等の確定について
前記5「担当部署」は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。
- (2) 契約金額の確定について
契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととします。
- (3) 契約の締結について
本プロポーザルにより選定された事業者との契約は、令和8年第4回今治市議会定例会に係る補正予算の議決を経て、今治文化観光創造プロジェクトチームが今治市からの負担金の支払いを受けた後、事業実施主体である今治文化観光創造プロジェクトチームが締結するものとします。なお、今治市が補正予算の議決を得られず、今治市からの負担金の支払いがなかった場合には、当該契約は締結しないものとします。

17 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、今治文化観光創造プロジェクトチームが必要と認める場合には、今治文化観光創造プロジェクトチームは、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

18 情報公開

- (1) 次に掲げる事項について、今治文化観光創造プロジェクトチームホームページ等において公表します。
 - ア 業務名
 - イ 契約期間
 - ウ 選定した契約候補者の名称
 - エ 契約金額
 - オ 選定の経緯及び結果
 - カ 担当部署の名称

19 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治文化観光創造プロジェクトチームに請求することはできません。

20 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。

- (2) 契約書については、提示した業務委託契約書（案）により作成します。
- (3) 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定はありません。
- (4) 選定委員会の委員が関係する事業者は参加できません。
- (5) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できません。ただし、異動、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者に変更するものとし、今治文化観光創造プロジェクトチームの了承を得なければなりません。